令和３年度　第２回 金沢市介護保険運営協議会	資料１
令和４年２月２日	

地域包括支援センターの機能強化策と新たな日常生活圏域の区割りについて

１　地域包括支援センターの機能強化策

（１）地域共生社会実現に向けた体制整備

・既存の支援領域ごとの相談支援機関のほか、地域の様々な相談を包括的に受け止める場として各地区社会福祉協議会に設置した「地域の身近な福祉相談窓口」や支え合いソーシャルワーカーなど様々な相談窓口があることから、これらの窓口を周知するとともに、相談から支援までの流れをわかりやすくするためのフロー図や事例集等を作成する。

・今後、複合課題の解決等に向けた重層的支援体制の構築を進めていくこととしており、この中で、他の分野の支援関係機関との有機的な連携の仕組みの構築を目指す。

（２）業務負担の軽減

・ケアプラン作成に係る業務負担のさらなる軽減を図るため、各地域包括支援センター（以下「センター」という）にケアプラン専従職員を加配する。
加配する職員は、原則介護支援専門員とするが、センター全体でのケアプラン作成に係る負担軽減が図れることを条件に、介護支援専門員以外の専門職の配置も可能となるよう柔軟に対応する。

・業務のさらなる効率化（ＩＣＴ化）を推進する。

（３）人員・人材不足の解消

・より経験豊富な職員をセンターに配置しやすいよう検討する。

・介護職員の人材確保・定着に向けた魅力発信事業との連携等により、センター職員の業務内容や役割などの魅力をＰＲする。

（４）地域のコミュニティエリアや他の支援機関との区域の整理

・地域共生社会の実現に向けた包括的な支援体制の構築を目指すには各支援機関間の連携強化が必要であることから、日常生活圏域の見直しに合わせ、各支援機関の担当区域の見直しを検討する。

（５）後方支援機能の充実

・地域包括ケア推進室の体制強化による後方支援体制の充実を図る。

２　新たな日常生活圏域の区割りについて

（１）基本方針

①各日常生活圏域の最小構成単位は、民生委員協議会を組織する区域（54 地区）とする。

②１つの日常生活圏域に１つのセンターを設置（配置）する。

（２）区割り基準

①中学校通学区域（中学校区）を日常生活圏域のベースとし、中学校区内の高齢者人口の多寡により、分割もしくは隣接する中学校区と統合する。

②日常生活圏域間の高齢者人口差が概ね２倍を超えないこととする。

③2040 年頃まで圏域間のバランスが維持できるような区割りとする。

（３）新たな区割り案

別紙のとおり

３　今後のスケジュール

令和４年度	センター委託先法人の選考方法・基準の検討
令和５年度	センター委託先法人の選考、担当区域の変更に伴う業務引継ぎ等
令和６年度	新たな圏域での事業開始 （第９期介護保険事業計画（長寿安心プラン）開始）

※機能強化策についても令和６年度を目途に順次実施